

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 9 号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和 5 9 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「（保健センターを含む。）」を削る。

第 2 2 条第 4 項中「協議のうえ」を「協議の上」に改める。

第 2 4 条第 1 項中「金額を」を「金額の」に改める。

第 2 9 条第 1 項中「及び財務局長」を削る。

第 4 1 条に次の 1 号を加える。

(3) 使用料

第 4 5 条及び第 4 6 条中「支払い」を「支払」に改める。

第 4 7 条第 1 号中「支出命令書」を「、支出命令書」に改め、同条第 3 号中「受取人」を「、受取人」に改め、同条第 5 号中「訂正」を「、訂正」に改める。

第 5 6 条第 1 項第 2 号中「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第 8 0 条中「及び出納員、」を「並びに出納員及び」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第5条、第6条関係）

出納員の設置箇所	出納員となるべき職員	分任出納員の設置箇所	分任出納員となるべき職員
市長公室秘書広報課	課長	市長公室秘書広報課	上席職員
市長公室人事課	課長	市長公室人事課	上席職員
市長公室総合政策課	課長	市長公室総合政策課	上席職員
市長公室文書法制課	課長	市長公室文書法制課	上席職員
総務部総務情報課	課長	総務部総務情報課	上席職員
総務部管財課	課長	総務部管財課	上席職員
総務部財政課	課長	総務部財政課	上席職員
総務部課税課	課長	総務部課税課	上席職員
総務部収税課	課長	総務部収税課	課員
市民環境部市民課	課長	市民環境部市民課	上席職員
市民環境部環境政策課	課長	市民環境部環境政策課	上席職員
市民環境部廃棄物対策課	課長	市民環境部廃棄物対策課	上席職員
市民環境部市民協働課	課長	市民環境部市民協働課	上席職員
市民環境部農林課	課長	市民環境部農林課	上席職員
市民環境部商工観光課	課長	市民環境部商工観光課	上席職員
健康福祉部健康衛生課	課長	健康福祉部健康衛生課	上席職員
健康福祉部介護福祉課	課長	健康福祉部介護福祉課	課員
健康福祉部国保医療課	課長	健康福祉部国保医療課	課員
健康福祉部社会福祉課	課長	健康福祉部社会福祉課	上席職員
健康福祉部生活支援課	課長	健康福祉部生活支援課	上席職員
子ども家庭部児童福祉課	課長	子ども家庭部児童福祉課	上席職員
子ども家庭部保育幼稚園課	課長	子ども家庭部保育幼稚園課	上席職員
		保育所	施設の長
		認定こども園	施設の長
		幼稚園	施設の長
都市創造部都市計画課	課長	都市創造部都市計画課	上席職員
都市創造部都市政策交通課	課長	都市創造部都市政策交通課	上席職員
都市創造部土木建設課	課長	都市創造部土木建設課	上席職員

都市創造部公園道路管理課	課長	都市創造部公園道路管理課	上席職員
危機管理課	課長	危機管理課	上席職員
議会事務局議会総務課	課長	議会事務局議会総務課	上席職員
会計課	課長	会計課	課員
教育委員会事務局教育部 教育総務課	課長	教育委員会事務局教育部 教育総務課	上席職員
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長
教育委員会事務局教育部 学校教育課	課長	教育委員会事務局教育部 学校教育課	上席職員
教育委員会事務局教育部 学校教育課学校支援室	室長	教育委員会事務局教育部 学校教育課学校支援室	上席職員
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長
教育委員会事務局教育部 保健給食課	課長	教育委員会事務局教育部 保健給食課	上席職員
		保育所	施設の長
		認定こども園	施設の長
		幼稚園	施設の長
		小学校	施設の長
		中学校	施設の長
教育委員会事務局教育部 生涯学習課	課長	教育委員会事務局教育部 生涯学習課	上席職員
教育委員会事務局教育部 文化財課	課長	教育委員会事務局教育部 文化財課	上席職員
教育委員会事務局教育部 市民図書館	館長	教育委員会事務局教育部 市民図書館	上席職員
選挙管理委員会事務局	事務局長	選挙管理委員会事務局	上席職員
監査委員事務局	事務局長	監査委員事務局	上席職員
農業委員会事務局	局長	農業委員会事務局	上席職員
公平委員会	事務職員 のうち課 長に相当	公平委員会	上 席 事 務 職員

	する職に ある者		
固定資産評価審査委員会	書記のうち課長に 相当する 職にある 者	固定資産評価審査委員会	上席書記

別表第2（第7条関係）

出納員	委任するものとする事務	分任出納員
市長公室秘書広報課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市長公室人事課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市長公室総合政策課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市長公室文書法制課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部総務情報課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部管財課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部財政課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部課税課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部収税課長	市税等及びその附帯金の収納	課員
	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民環境部市民課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民環境部環境政策課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民環境部廃棄物対策課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民環境部市民協働課	所管に係る手数料及びその他の徴収	上席職員

長	金の収納	
	所管に係る物品の出納保管	
市民環境部農林課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
市民環境部商工観光課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
健康福祉部健康衛生課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
健康福祉部介護福祉課長	介護保険料及びその附帯金の収納	課員
	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
健康福祉部国保医療課長	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等及びその附帯金の収納	課員
	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
健康福祉部社会福祉課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
健康福祉部生活支援課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
子ども家庭部児童福祉課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
子ども家庭部保育幼稚園課長	所管に係る保育料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
	所管に係る徴収金の収納	施設の長
	所管に係る物品の出納保管	
都市創造部都市計画課長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
都市創造部都市政策交通課長	所管に係る使用料、手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員

	所管に係る物品の出納保管	
都市創造部土木建設課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
都市創造部公園道路管理課長	所管に係る使用料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
危機管理課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
議会事務局議会総務課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
会計課長	所管に係る徴収金の収納	課員
	所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部教育総務課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
	所管に係る徴収金の収納	施設の長
	所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部学校教育課長	所管に係る保育料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
	所管に係る徴収金の収納	施設の長
	所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部保健給食課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
	所管に係る徴収金の収納	施設の長
	所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部生涯学習課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部文化財課長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
教育委員会事務局教育部市民図書館長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	

選挙管理委員会事務局 事務局長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
監査委員事務局事務局長	所管に係る徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
農業委員会事務局局長	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
公平委員会事務職員のうち課長に相当する職にある者	所管に係る徴収金の収納	上席事務職員
	所管に係る物品の出納保管	
固定資産評価審査委員会書記のうち課長に相当する職にある者	所管に係る徴収金の収納	上席書記
	所管に係る物品の出納保管	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。